

障害者虐待防止関係について

1 障害者虐待防止法について(概要)

(1)名称

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成24年10月1日施行

(2)定義

①「障害者」とは

障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。また、ここでの障害者には、18歳未満のものも含まれる。

②通報義務の対象となる障害者虐待

ア 養護者による障害者虐待

養護者とは、障害者を現に養護する者であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの。障害者の家族、親族、同居人等が該当。※18歳未満の障害児に対する虐待は、児童虐待防止法が適用。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等とは、障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等に係る業務に従事する者

	障害者福祉施設	障害福祉サービス事業所等
障害者総合支援法等による規定	・障害者支援施設 ・のぞみの園	・障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助) ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・障害児相談支援事業 ・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業・福祉ホームを運営する事業 ・障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

※高齢者関係施設の入所者に対する虐待は、高齢者虐待防止法が適用(65歳未満の障害者に対するものも含む)

※児童福祉施設の入所者に対する虐待は、児童福祉法が適用(18歳以上の障害者に対する虐待を含む)

ウ 使用者による障害者虐待

使用者とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

※使用者による障害者虐待は、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上であっても)障害者虐待防止法が適用。

③虐待の類型

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待の5類型

(3)虐待防止施策等

①【障害者に対する虐待の禁止】（第3条関係）

- ・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

②【国及び地方公共団体の責務等】（第4条関係）

- ・虐待の予防及び早期発見等を行うための関係機関等との連携の強化、体制整備に努める。
- ・専門的人材等の確保及び資質向上を図るための研修等の必要な措置を講じるよう努める。
- ・通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について啓発活動を行う。

③【国民の責務】（第5条関係）

- ・虐待防止等の重要性に対する理解を深めるとともに、地方公共団体が講ずる虐待防止等のための施策に協力するよう努める。

④【障害者虐待の早期発見等】（第6条関係）

- ・障害者の福祉に職務上関係のある者等が、障害者虐待の早期発見に努めなければならない等規定。

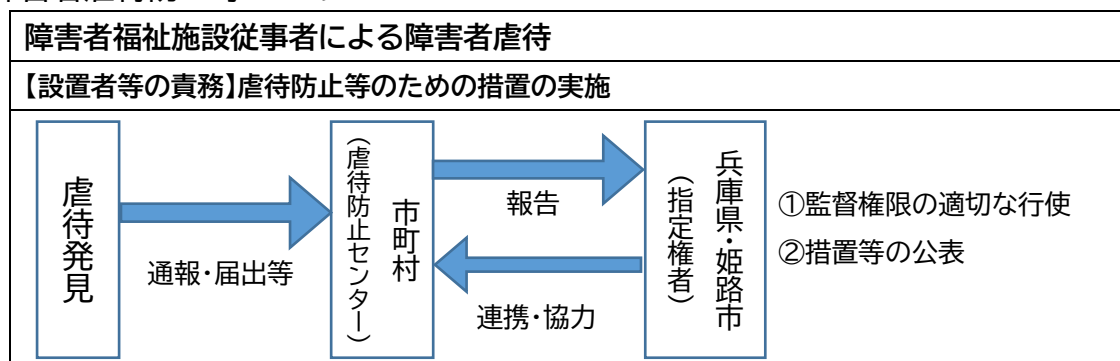
⑤【障害者虐待対応窓口の設置】（第32条、36条関係）

- ・市町村、都道府県には、それぞれ障害者虐待対応窓口として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県権利擁護センターを設置。

⑥【虐待に係る通報等】（第16条関係）

- ・障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の従事者による虐待について
 - ア 虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村に通報しなければならない。
 - イ 虐待を受けた本人が市町村に虐待を受けた旨を届け出ること可能。
- ・障害者福祉施設従事者等は、通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く)をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けない。

障害者虐待防止等のスキーム



2 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止について

【虐待の防止のための措置】(第15条関係)

- 障害者福祉施設の設置者等は、従業者等による虐待の防止等のための措置を講ずる義務
→ 研修の実施、サービス提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等

【障害福祉サービス事業等の運営基準】

障害者虐待防止の更なる推進(令和3年度報酬改定により義務化)

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

設置者等(障害福祉サービス事業所等)が行うべき措置の具体的内容

措置の内容	具体的行動（例）
管理者の責務	虐待防止の責任者としての役割
施設の理念・方針の明確化	倫理綱領、行動規範、虐待防止マニュアル等の策定、 職員への周知徹底
虐待防止、虐待対応の組織作り	組織的対応、虐待防止委員会の設置等
人権意識を高める取り組み	研修、虐待事例のポスター等の掲示、職員の自己チェック
支援技術の向上	障害特性に応じた専門的な技術の向上、積み重ね、スーパーバイズ
個別支援の推進	個別支援計画の基づいた適切な支援、 個々のニーズに応じた個別的な支援
開かれた施設運営	地域住民に開かれた施設、ボランティア、実習生等の受け入れ
職員のメンタルヘルスの体制整備	職員が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整備
実効性のある苦情処理体制の構築	意見箱、苦情受付制度の活用

3 障害者虐待の判断に当たってのポイント

- 虐待をしているという「自覚」は問わない
- 障害者本人の「自覚」は問わない
- 親や家族の意向と障害者本人のニーズとは異なる場合がある
- 虐待の判断は組織として行う⇒組織で対応

【参考】虐待の類型 出典:令和4年4月厚生労働省作成「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

虐待の類型	具体的な例
身体的虐待	① 暴力的行為、②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為、③正当な理由のない身体拘束 ・平手打ちをする・つねる・殴る・蹴る・熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける・車いすやベッドなどに縛り付ける・手指の機能を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・キス、性器等への接触、性交・性的行為を強要する・本人の前でわいせつな言葉を発する・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話をさせる)・わいせつな映像や写真をみせる・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する・人前で排泄をさせたり、おむつを交換したりする、またその場面を見せないための配慮をしない
心理的虐待	①威嚇的な発言、態度、②侮辱的な発言、態度、③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度、④障害者の意欲や自立心を低下させる行為、⑤交換条件の提示、⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為、⑦その他著しい心理的外傷を与える言動 ・怒鳴る・罵る・脅す・威圧的な態度をとる・排せつの失敗や食べこぼしなどを嘲笑する・日常的にからかったり「あほ」「死ね」など侮辱的なことをいう・子ども扱いするような呼称で呼ぶ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす・話しかけを無視する・職員の都合を優先し本人の意志や状態を無視しておむつを使う・「これができたら外出させてあげる」など交換条件を提示する・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する
放置・放棄 (ネグレクト)	①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為、②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為、③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為、④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置、⑤その他職務上の義務を著しく怠ること ・入浴させない・排せつの介助をしない・汚れのひどい服や破れた服を着せる・不衛生な状態で生活させる・褥瘡ができる等体位の調整や栄養管理を怠る・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る・医療が必要な状況にも関わらず受診させない・処方通りの服薬をさせない・必要なめがね、補聴器、補装具、車いすなどがあっても使用させない・他の利用者に暴力をふるう障害者に対して、何ら予防的てだてをしない・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない
経済的虐待	○本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか)を見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する 金銭の使用を理由なく制限すること。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する・年金や賃金を管理して渡さない・本人の財産、年金や預貯金を無断で使用する・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するように強要する・本人に無断で親族にお金を渡す・日常的に使用するお金を不当に制限する・生活に必要なお金を渡さない

4 身体拘束の適正化について

(1)障害福祉サービス事業等の運営基準

身体拘束の禁止が、令和3年度報酬改定により義務化された。(義務化の内容は①～④のとおり)

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも(虐待防止委員会において、身体拘束の適正化について検討する場合も含む)差し支えない。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみで対応できないような、一時的な事態に限定される。

(2)やむを得ず身体拘束を行う場合の留意点

「身体拘束の適正化のための指針」において、3要件及び手続の4原則(下記)を定め、指針に沿った運用をするよう従業者に周知徹底を図ること。

身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

+

手続の4原則

① 組織として検討・決定	個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。
② 個別支援計画に記載	身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
③ 本人・家族への説明、同意	利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。
④ 記録の作成	実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

注)アセスメントの結果「身体拘束を必要とする利用者はいない」場合であっても、上記の3要件及び手続の4原則を踏まえた指針が整備されていない場合、令和5年度より身体拘束廃止未実施減算の対象となる場合があるため、留意すること。

※ 国が示したマニュアル(「参考資料①」)をそのまま事業所の指針と称するのではなく、事業所ごとの運営体制に即した内容に見直し、適切な内容にすること。

※ 身体拘束廃止未実施減算は、身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じていない場合に適用される。

(3)適切なアセスメントの実施

問題行動に対応するために安易に身体拘束を行う判断を行っていないか、との視点でアセスメントを行うこと。

- ① 利用者の障害特性から身体拘束は絶対必要という思い込み
- ② 身体拘束がなければ利用者の突発行動に対応できない、利用者の安全は確保できない、との思い込み
- ③ 問題の解決策は身体拘束しかないという考え
- ④ この身体拘束は本当に必要か？と疑問を持つ視点
- ⑤ 身体拘束の手続きを踏んでいるから実施してもいい、という思い込み

【注意点】

問題行動に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、押さえつける職員や押さえつけられた場面に恐怖や不安を強く感じるようになる。

- さらに問題行動につながり、さらに強い行動制限で対処しなくてはならなくなる
- 悪循環を招く

本当に身体拘束が必要かを常に考え続けなければ、「安易な身体拘束」「身体拘束の常態化」を招く。
人権侵害に該当する可能性があるため、慎重な判断が求められる。

【参考資料】

- ① 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(従事者向けマニュアル)」
厚生労働省(令和4年4月改訂)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

- ② 「姫路市障害者虐待の防止と対応に関するガイドライン」
姫路市(平成24年10月)

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001031.html>

問い合わせ先

事業所指定(運営規程等)、指導に関すること

姫路市健康福祉局保健福祉部

監査指導課 障害指定担当

電話 079-221-2497 FAX 079-221-2487

障害者虐待に関する通報、届出窓口

姫路市障害者虐待防止センター

電話 079-221-2432 FAX 079-221-2430

※現に暴行がある場合など緊急に保護が必要な場合は110番で警察署に通報してください。